

回答書

2021年10月14日

北海道札幌市中央区北4条西12丁目1番55号
ほくろウビル3階
認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松永 三四彦 様

東京都品川区東品川2丁目4番11号
日本航空株式会社
法務部長 山路 啓夫

冠省 貴法人からの令和3年8月31日付質問書に対し以下の通りご回答申し上げます。
なお、回答に際し期限に猶予をいただきましたこと御礼申し上げます。

1 「質問事項1」について

当社旅行積立契約約款（以下「当社約款」といいます）第9条第1項については、お客さまからの解除を不当に制限するとの意図はございませんが、積立の途中でお客さまから任意に契約を解除することは預り金の禁止規定に（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」といいます）第2条）に抵触する可能性があるため、当社約款第5条（クーリングオフ制度）の場合を除いては一般的には認めていない商品設計となっております。そうであっても、当社約款第8条（契約の変更）に基づき、お客さまはいつでも追加の負担なく旅行券の券面額を減額し分割払金のお支払いを中止し（あるいは期間を短縮して）旅行券を引き取ることができます。

なお、債務不履行を理由とする解除（民法第541条）および履行不能を理由とする解除（民法第542条第1項1号）については債務者の責めに帰すべき事由を解除要件として

いないとのご指摘については、先般の改正民法（2020年4月施行）前の内容に沿って規定されていた条項が修正されずに残ってしまっていたものです。すなわち、改正民法施行前は、債務者の責めに帰すべき事由を解除要件としておりましたことから（改正前の民法543条）、当社約款第9条第1項は、当社の責めに帰すべき事由により旅行券をお渡しできないという、お客さまから解除可能な場合を民法の原則に合わせて規定しておりました。上記のとおり、同条項は改正民法の施行に際して修正されるべきところ、修正されずに残ってしまったものとなりますため、関連する当社約款の条項につき適切な文言に修正を検討いたします。

ただし、旅行券のお引渡しができなくなった原因がお客さまの責めに帰すべき事由がある場合にまで解除を認める趣旨ではないことは付言させていただきます。（例えば、ご住所の変更を当社に通知していないために旅行券の交付ができなかった場合など。）

2 「質問事項2」について

当社約款10条における「商事法定利率（現行：6%）」との記載につきましては、先般の民法改正に伴う法定利率の変更に対応できておりませんでした。現行法に基づく利率に該当箇所を修正することを検討致します。

3 「質問事項3」について

当社とJAL旅行積立契約を締結されたお客さまは、当社発行の旅行券（以下「本旅行券」といいます）の取得を望まれてお金を積み立てていただいているものです。そのため、お客さまによる積立金の未払や延滞により契約を解除させていただいた場合においても、既に積立が行われた金額に見合った本旅行券を取得されることは、全く新たな契約締結を擬制するものではなく当初契約の意思にかなうものと考えております。したがって、その旨を定めた当社約款10条2項は、お客さまの利益を害する内容ではないと理解しております。ま

た、お客さまは旅行券積立契約開始時や月々の積立の際に、マイレージなどのサービスや特典を得ておられ、それらについてお客さまが原状回復を行なうことの煩雑さや不利益を回避できることから、当社約款10条2項は合理的な内容であると考えております。

加えまして、JAL旅行積立契約に基づく本旅行券の発行は、資金決済法に定められた前払式支払手段であります。そのため、本旅行券の発行は、関東財務局への届出と金融機関との発行保証金保全契約を締結したうえで適法に運営されておりますが、同法が出資法や銀行法等との関係から原則金銭による払戻を禁止している趣旨に鑑み、現金での払戻をなるべく実施しないことが、同法の趣旨に従った商品設計となると理解しております。

草々